

神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和7年3月21日（月） 18：30～18：36

2. 場 所：1号館13階行財政局会議室

3. 出席者：

（市） 行財政局給与課長、給与課係長3名 他2名

水道局経営企画課課長

交通局経営企画課課長

教育委員会事務局総務部教職員給与課長、教職員給与課係長

（組合） 市労連書記長、書記次長3名、他8名

4. 議 題：社会貢献活動休暇の対象拡大について

5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

本日は、「社会貢献活動休暇の対象拡大」について、ご提案させていただきたいと考えております。

それでは、お配りしております「社会貢献活動休暇の対象拡大について（案）」をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、近年、なり手不足が顕在化している民生委員・児童委員や保護司について、これらの活動を社会貢献活動休暇の対象とすることで担い手不足等に対応していくとともに、市職員として培った知識・経験を地域福祉の場で役立てることにより、社会貢献活動を通じた職員の自己実現にもつなげていくものでございます。

「2. 改正内容」につきまして、「（1）民生委員・児童委員（民生委員支援員を含む）の活動」および「（2）保護司の活動」を新たに社会貢献活動休暇の対象といたします。また、申請にあたっては、従前どおり社会貢献活動休暇承認請求書等において「具体的な活動内容」を記載するとともに、委嘱状等の写しを提出いただきます。

参考に、現行の社会貢献活動休暇の制度内容について記載しておりますので、ご確認ください。また、別紙に庶務事務システムで申請いただく際の入力方法を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

「3. 実施時期」につきましては、令和7年4月1日といたします。

以上でございます。

続きまして、交渉事項ではございませんが、「サービスの取扱いの変更について」をご説明させていただきます。お配りしております資料をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、一時的または長期的に家庭での養育が困難になった子

どもを里親の家庭に受け入れて養育する里親制度について、職員が里親登録を希望する場合の研修受講や、里親委託前の子どもの面会・交流等の場合に職務専念義務を免除いたします。

「２．職務専念義務の免除の対象となる範囲」ですが、「・里親を希望する場合の児童相談所等によるガイダンス・研修受講等の場合」「・里親委託前に、子どもとの面会・交流をする場合」が対象となります。

「３．給与の取り扱い」につきましては、有給となります。ただし、会計年度任用職員については無給となります。

「４．実施時期」につきましては、令和７年４月１日といたします。

参考に、別紙に職務専念義務の免除の範囲と、庶務事務システムで申請いただく際の入力方法を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

私からは以上でございます。

（組合）民生委員・児童委員、保護司の活動が対象となることだが、それぞれどのような活動が休暇の対象となるか。

（市）基本的に民生委員・児童委員や保護司として行う全ての活動が対象となります。

例を挙げさせていただきますと、民生委員・児童委員については区役所等での心配・悩みごと相談への対応や担当区域の高齢者世帯などへの家庭訪問、高齢者の居場所づくりなどのサロン活動、こども食堂の運営や学習支援、子育てサロン活動、各種定例会への参加などが想定されます。

保護司については保護観察対象者との面談や生活環境の調整、犯罪予防活動、各種研修や区保護司会部会活動などが想定されます。

（組合）民生委員・児童委員、保護司活動を行ったことを、どのように確認するのか。

（市）これまでの社会貢献活動休暇の取得時と同様に、庶務事務システムでの申請時に「具体的な活動内容」を記載いただくことで、活動内容を把握することといたします。

加えて、委嘱状等の写しをご提出いただき、民生委員・児童委員、保護司として委嘱されていることを確認させていただきます。

これまでも、社会貢献活動休暇の申請にあたっては、団体等からの要請に基づく社会貢献活動である場合は、「要請を表す書面の写し」を添付いただいていた。民生委員・児童委員、保護司としての活動にあたっては、「要請を表す書面の写し」の代わりとして「委嘱状等の写し」を添付いただくこととし、適切に活動されていることを確認させていただきます。

（組合）本日提案を受けた内容については持ち帰り協議をさせていただきます。